

東京における働き方改革推進等に関する連携協定

東京都（以下「甲」という。）と東京商工会議所（以下「乙」という。）は、東京における働き方改革の推進等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東京の持続的な成長に向けて、甲が行う働き方改革の推進、テレワークの普及、時差Bizの推進、家庭と仕事の両立支援、女性の活躍推進、都内企業に対する人材確保の支援などの施策（以下、「働き方改革の推進等」という。）について、甲と乙が相互に連携・協力する上での基本的事項について定めることを目的とする。

（内容）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、甲及び乙は連携して、働き方改革の推進等に向けた取組みを行うものとする。

2 具体的な取組及び実施方法は実施計画として毎年度定めるものとする。

（協議）

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めがないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

（効力）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨を意思表示しない限り、その効力は1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
東京商工会議所
会頭 三村 明夫